

漫画の児童ホルノ規制

アニメやゲームも 都が条例改正案

東京都がアニメなどに登場する18歳未満と判断される架空の人物の性描写を規制対象



東京都がアニメなどに登場する18歳未満と判断される架空の人物の性描写を規制対象とする、青少年健全育成条例の改正案を都議会に提出している。都は「対象は著しく社会規範に反する表現に限る」としているが、指定の基準にはあいまいな部分があり、出版界などは「表現の自由が侵される」と批判。15日は漫画家らが記者会見して規制への反対を表明した。

Ⅱ面に「時時刻刻」

条例の改正案では、アニメのほか漫画やゲームなどで18歳未満の存在しない人物が登場し、強姦など著しく社会規範に反する行為を肯定的に描写した作品について、第三者でつくる都の審議会が「不健全図書」に指定。18歳未満に購入・閲覧させない対策を販売者らに義務づける。最終的

記者会見で、条例改正案への反対を表明する漫画家の（右から）里中満智子さん、ちばてつやさん、永井豪さん、竹宮恵子さん。15日午後、東京都新宿区の都庁、池田敦彦撮影

に従わなかった場合は、罰金（30万円以下）が科される。可決されれば10月から施行される。

刑法（わいせつ物頒布罪）の対象は実写に近い精密な性描写に限られ、児童買春・児童ポルノ禁止法は実在の子どもを扱った作品を対象としており、漫画のキャラクターなどを規制対象に明記した法律や条例は初めてだという。

これに対し、記者会見した漫画家の里中満智子さんは「ある作品への感想は個々人で異なる。一つの見方だけで規制をかけるのは危険だ」と批判。日本出版労働組合連合会も「創作活動の場で過剰な自粛が行われ、表現活動が萎縮する」などとして、改正案に反対するよう求める要請文を都議会各会派に提出した。

一方、都小学校PTA協議会は「目をふさぎたくないような漫画などが書店に置かれている」として改正案成立を各会派に要望した。

監視の目マンガにも

18歳に満たない架空のキャラクターの性描写を規制する東京都条例改正案に、漫画家や出版界などが猛反発し始めた。これに対してPTA団体などは「子どもの健全育成のために必要」と主張する。「表現の自由」が規制強化による健全育成か。都議会にも態度を決めかねている派系があり、可否の行方は見えていない。(岡雄一郎、別宮潤一)

「自由な発想力奪われる」

基準見えず作家反発

「規制がいかにようにも解釈され、表現の自由を封じ込めることにつながる」。15日、都庁で会見した漫画家の里中満智子さんは、都の条例改正案に強い口調で異議を唱えた。ちばてつやさんは「日本の漫画界に元気がなくなる。お上にこれはい、悪いと決めてほしい」。竹宮恵子さんは「必要を感じて(性的な場面を)表現するのはありうる。それでも規制の範囲に入ることに危惧を抱いている」と懸念を語った。

改正案では「非実在青少年」という用語を新たに作り、漫画やアニメ、ゲームなどのキャラクターを規制対象として明記。「青少年の性に関する健全な判断能力の形成を阻害するもの」の中で、強姦などの「著しく社会規範に反する行為を肯定的に描写したものは、18歳未満への販売を禁ずる」と規定する。一般の店頭で置かれていたコミック誌やアニメのDVD、少女が出てくるゲームソフトなどが対象商品になる。

都条例改正案をめぐる論点

出版界・漫画家

創作活動の場で過剰な自粛が行われ、表現活動が萎縮(いしゆく)する(日本出版労働組合連合会)

定義があいまいなまま規制することは、出版・アニメ業界を衰退させる弊害を招く(日本書籍出版協会)

ある表現を性的だと感じるかどうかは、個人によって違う(里中満智子さん)

表現の自由

規制対象は著しく社会規範に反する行為の表現に限定。自由な創作活動への影響は生じない(青少年・治安対策本部)

規制基準

漫画などの登場人物が規制対象の18歳未満かどうかは、作品中のせりふや通学の場面などで判断。規制する内容は強姦などを肯定的に描いているものに限る(青少年・治安対策本部)

もしも幼く見えることが年齢不明の場合も、現行の条例出版業界などは、現行の条例

や袋での包装などが義務付けられる。他の道府県での販売は規制の対象外だが、最大の消費地である東京で「不健全」と指定されれば影響は大きい。業界全体や作家側の自己規制につながれば、結果として全国にも波及するとの懸念も出ている。

「おぞましい虐待を描写」

都、風紀の乱れ問題視

今回の都の条例改正は、石原太郎知事が1999年に就任以来、強く進めてきた治安対策や青少年対策の流れの中にある。

2003年、石原知事は警察官俵の竹花豊氏(現都教育委員)を治安担当の副知事に起用。竹花氏は当時、犯罪が多発していた新宿・歌舞伎町の「浄化作戦」に取り組んだほか、少年の性の乱れの規制に力を入れた。04年には都が指定した「不健全図書」を青少年が立ち読みできないように、包装と分別陳列を義務づけた。今回はその対象に「架空の人物」を含むことを明確に示した。

今回の改正案では、18歳未満の子どもの感情的な写真や有書サイト閲覧制限の厳格化なども盛り込まれた。石原知事は先月、改正案について「児童ポルノのはらんとはじめて、青少年をみだりに性的対象として扱う風潮を見逃してはいけない」と都議会(15日は報道陣に)で説明。15日にも「世の中の良識が決めることだ」と話した。

「性表現の行き過ぎを行政が規制するのは、芸術の振興に多大な影響があるのではないか」。12日の都議会予算特別委員会。民主党のある都議員は今回の改正案に批判的な立場で質問した。

児童を性的対象とする風潮が助長されることは否定できない」と指摘した。07年の内閣府調査で、調査対象者の86.5%が、実在しない子どもの性行為を描いた漫画を規制対象にすることに賛成していることも背景にある。

自公賛成、悩む民主

「おぞましい虐待を描写」で買える漫画などの中には、中高生と親や教師との性行為や強姦などを描いたものがある。今回の条例改正案の元になった1月の都青少年問題協議会の答申では、「極めておぞましい性的虐待をリアルに描いた漫画やアニメ、ゲームなどの流通を容認すること」が明記されている。

「業界の自主規制が機能していない」「幹部」などの声があり、16日の委員会採決前に会派としての態度を決めかねている。

このほか、共産党(8議席)は「議論不足で議決は拙速」として反対。生活者ネットワーク(3議席)は賛否は決めていないが、「改正案は問題点が多い」としている。



都条例改正案をめぐる論点

出版界・漫画家

創作活動の場で過剰な自粛が行われ、表現活動が萎縮(いしゆく)する(日本出版労働組合連合会)

定義があいまいなまま規制することは、出版・アニメ業界を衰退させる弊害を招く(日本書籍出版協会)

ある表現を性的だと感じるかどうかは、個人によって違う(里中満智子さん)

表現の自由

規制対象は著しく社会規範に反する行為の表現に限定。自由な創作活動への影響は生じない(青少年・治安対策本部)

規制基準

漫画などの登場人物が規制対象の18歳未満かどうかは、作品中のせりふや通学の場面などで判断。規制する内容は強姦などを肯定的に描いているものに限る(青少年・治安対策本部)

もしも幼く見えることが年齢不明の場合も、現行の条例出版業界などは、現行の条例